

日米貿易協定：日本の譲許表

ばれいしょ・ばれいしょ調製品



2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここではばれいしょ・ばれいしょ調製品について、米国が対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら <http://www.usdajapan.org/ja/usjta/> をご参照ください。

品名 日本の HS コード(税番)	基準 税率	2025 年度	2026 年度	2027 年度	最終関税率 (年度)	2024年 米国からの輸 入額(千円)
冷凍ばれいしょ 調製品 (フライドポテト等) 200410100	8.5%	無税			無税 (2021)	52,785,184
調味した冷凍ばれいしょ 調製品 (コロッケ等) 200410220	9.0%	無税			無税 (2023)	16,565,274
ばれいしょのフレーク、粒およびペレット 110520000	20.0%	無税			無税 (2023)	4,499,375
生鮮または冷蔵ばれいしょ (種ばれいしょ 以外) 070190000	4.3%	無税			無税 (2019)	4,353,795
冷凍ばれいしょ (調理していないもの、および蒸 気または水煮による調理をしたもの) 071010000	8.5%	無税			無税 (2023)	2,070,444
ばれいしょ (調製し、または保存に適する処理を したもの) 200520220	9.0%	無税			無税 (2025)	739,740
ばれいしょの粉およびミール 110510000	20.0%	5.4%	3.6%	1.8%	無税 (2028)	318,901
ばれいしょの粉を主原料とし、焼く、もしくは油 で揚げたモノ 190590314, 190590323	9.0%	無税			無税 (2023)	12,587
冷凍マッシュポテト 200410210	13.6%	無税			無税 (2023)	7,433
ばれいしょ (調製したもの、または気密容器で保 存に適する処理をしたもの、1個の重量 10kg 未 満、無加糖) 200520210	12.0%	無税			無税 (2023)	0
マッシュポテトおよびポテトフレーク 200520100	13.6%	3.7%	2.4%	1.2%	無税 (2028)	0

市場概況：日本における米国産ばれいしょ調製品（生鮮以外）の市場は冷凍調製品を中心に堅調である。米国は日本にポテトチップス用の生鮮ばれいしょを供給できる唯一の国であり、2020年から通年供給することが可能となった。ただし輸出することが認められているのは 16 州であるなど制限がある。また米国産生鮮ばれいしょは、日本への輸入が認められていない（本協定発効時）。

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所 (atotokyo@usda.gov、電話：03-3224-5115) まで。